

31 飯議第 2 1 号
平成 31 年 4 月 18 日

飯田市議会
議長 清水 勇 様
議会運営委員会
委員長 村松 まり子 様

予算決算審査検討プロジェクト
リーダー 永井 一 英

予算決算審査のあり方について（報告）

平成 30 年 12 月 5 日の議会運営委員会において、飯田市議会の予算決算審査のあり方について、プロジェクトを設置して検討を行うことが確認された。これを受けて設置された予算決算検討プロジェクトにおいて検討を行い、下記のとおり取りまとめを行ったので報告する。

記

1 報告事項

飯田市議会における予算決算審査のあり方について

2 報告の内容

予算決算（案）も議案であることから、一体不可分のもので、これを分割して取り扱うことはできないとされている。については、予算決算審査を担当する常任委員会として新たに予算決算委員会を設置し、予算決算に関する議案を付託することにより分割付託を廃止するべきである。また議会による行政評価についても、この委員会の所管事務調査として実施することが適当である。

予算決算委員会に分科会を置くことで、分野ごとの専門的な深掘りの議論に加え、議案全体を俯瞰した審査を行うことができ、行政組織を横断した政策課題への対応が可能になる。また、議員間や分科会間の意見調整を重視し、議会意見の予算決算への反映を図ることにより、議会による政策提言の取組を進めることが、議会の権能を全うし、市民への説明責任を果たすことにつながるものと考えらる。

なお、検討を行った予算決算委員会の詳細については、別紙のとおり。

「予算決算常任委員会」の設置について

I はじめに

飯田市議会における議案の取り扱い、常任委員会に付託を行い、慎重な審査を行うこととしている。また議会が行う行政評価や、議会報告会を起点とした政策提言の取組等についても、常任委員会を中心に対応を行っている。これは、委員会中心主義を尊重したもので、議会改革の取組においても常任委員会が極めて重要な役割を担っている。

当市の市政運営は、財政難の中での少子高齢化や人口減少への対応など、今後ますます厳しい選択を迫られることが予想される。平成 29 年度にスタートした総合計画「いいだ未来デザイン 2028」では、従来の行政分野にこだわらない組織横断的な政策展開を行うこととしている。このため議会においても専門的な視点に加えて、全体を俯瞰した議論を深めて、新たな状況に柔軟に対応することが求められるものと考えられる。

については、これまでの委員会における取組を尊重すると同時に、現状の課題に対応し、今日的な状況変化に柔軟に対応できる体制を構築するため、新たな常任委員会として「予算決算委員会」を設置することを提案する。

II 現状の課題

1 分割付託等に関する課題

- (1) 予算決算（案）も議案であり、議案は一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできないとされている。
- (2) 以前は地方自治法により常任委員会への複数所属が制限されていたが（やむを得ず分割付託を実施）、平成 18 年の法改正により制限がなくなった。
- (3) 議案の分割された部分のみに対して可否を表明すること自体に疑義がある。
- (4) 常任委員会間で採決態度が異なった場合の対応方法が不明。
- (5) 委員会において議案の修正を行うことが困難。
- (6) 歳入が総務委員会の所管となっていることなどから、委員会の所管を跨ぐ議論が難しい。
- (7) 議案全体を俯瞰した議論がやり難い。

2 行政評価に関する課題

平成 29 年度にスタートした「いいだ未来デザイン 2028」は、「目指すまちの姿」（8 項目）の実現に向けた 4 年間の「基本目標」（12 項目）を設定し、基本目標ごとに複数の「戦略（考え方）」を掲げ、その実現に向け、毎年組織横断的に関連事業を盛り込んで戦略計画を策定する「戦略バスケット方式」を採用している。そのため、「いいだ未来デザイン 2028」の評価や提言については、これまでの常任委員会の専門性を生かした深掘りの議論に加えて、総合的な視点も求められることとなった。

- (1) 「戦略計画」には、議会の常任委員会の所管をまたぐものがあり、その評価や提言には新たな体制や手法が必要と考えられる。
- (2) これまで行ってきた手法での事務事業評価を行わないことから、常任委員会として決算の評価を次年度当初予算に繋げるシステムの検討が必要となっている。

III 予算決算常任委員会設置による審査等のあり方

1 設置の目的

- (1) 予算決算審査及び、議会による行政評価を担当する常任委員会として、新たに予算決算委員会を設置し、予算及び決算に関する議案の分割付託を廃止する。
- (2) 予算決算委員会に分科会を置くことで、分野ごとの専門的な深掘りの議論に加え、議案全体を俯瞰した審査を行う。また組織横断的な政策課題への対応を図る。

- (3) 議員間や分科会間の意見調整を重視し、議会意見の予算決算への反映を図ることにより、議会による政策提言の取組を進める。
- (4) 議会の権能を全うし、市民への説明責任を果たす。

2 予算決算常任委員会の組織及び所管

- (1) 委員の定数は、22人（議長を除く全議員）とし、議選監査委員も決算審査に参加する。
- (2) 委員長には副議長を充て、副委員長は3常任委員長から選出する。
- (3) 委員会に分科会（会議規則第95条）を置き、分科会の構成は、3常任委員会と同様とする。
- (4) 分科会に座長及び副座長を置く。正副座長は、3常任委員会の正副委員長が兼務する。座長は、分科会の招集、会の進行及び議事の整理を行う。
- (5) 現時点で想定される分科会は以下のとおり。
 - ア 総務分科会
 - イ 社会文教分科会
 - ウ 産業建設分科会
- (6) 特別委員会が置かれた場合は、その専門性を生かすため、当該特別委員会の所管する事項に対応する分科会を設け、所管する事項を担当する他の分科会との連合会議を開催することができる。
- (7) 委員会の所管
 - ア 予算及び決算に関する事項（一般会計、特別会計、公営企業会計の当初予算、補正予算及び決算）
 - イ 「議会が行う行政評価」を所管事務調査に位置付けて実施する。
 - ウ 手数料条例及び税源確保等に関する請願陳情の扱いは、従来どおりとする。

3 委員会の運営調整組織とその役割

- (1) 委員会の運営及び分科会間の調整のため、委員会準備会を置く。
- (2) 委員会準備会は、委員長、副委員長、座長及び会派の政策代表者で構成する。
- (3) 委員会準備会は、委員会内の分担及び審査日程を調整し、議会運営委員会に提案する。また議会内の政策調整を行う。
- (4) 委員会準備会は、全体会の前及び分科会の前後に開催するほか、必要に応じて開催する。
- (5) 次の場合は、委員会準備会での調整に特に配慮する。
 - ア 行政評価及び決算審査に基づく提言に関わる予算が上程される場合
 - イ 執行機関側が提案する予算案に対する「一部増額を含む組み替え動議」を提出しようとする場合
 - ウ 上記2例の場合は、予算編成権を侵害しない範囲で、十分な調整時間が確保可能なタイミングで委員会準備会を開催する。
- (6) 執行機関側から議案の説明を受けた後、論点・争点となる項目（施策、事務事業等）を委員会準備会で事前に一定の整理した上で分科会に臨む。また必要に応じて執行機関側に対応を求める。
- (7) 委員会準備会において財務審査に関する調査研究を行う。時期は決算審査後10・11月頃を想定し、提出資料と併せ、事前に執行部側と調整する。

4 審議の日程及び手順

- (1) 審議の流れ（第1回及び第3回定例会を想定）
委員会準備会（分担及び日程・論点等の確認） → 議会運営委員会（分担及び日程等の決定） → 本会議（議案説明、質疑、委員会付託） → 委員会前期全体会（議案説明、

質疑) → 委員会各分科会(説明、質疑、【討論・採決は行わない】) → 委員会準備会(分科会経過確認、調整、後期全体会準備) → 委員会後期全体会(分科会報告、質疑、討論、採決(必要に応じ議員間自由討議)) → 本会議(委員長報告、質疑、討論、議決) → 議会運営委員会(反省、次への準備等)

- (2) 正副議長に議案項目の説明があった後、委員会準備会を開催し、議案審査の分担確認等を行う。
- (3) 予算決算の歳入については、従来の委員会で受けていたレベルの説明を委員会前期全体会で受ける。
- (4) 分科会は、関係する3常任委員会の日程に合わせて開催することを基本とする。
- (5) 委員会準備会での調整により、複数の分科会の連合会議を開催する場合がある。
- (6) 分科会の連合会議は、主管となる分科会の開催に合わせて開催することを基本とする。
- (7) 3常任委員会の開催日程イメージ
委員会 → 予算決算委員会分科会 → 委員会協議会 → 勉強会
- (8) 委員会では、歳入危機を認識する視点での歳入審査は行うが、歳入を増やす議論は基本的に行わない。
- (9) 災害復旧のみの補正予算案が提出された場合は、委員会への付託(分科会審査は行わない)を基本とするが、委員会付託の省略もあり得る。委員会準備会で調整する。
- (10) 追加議案は、あらかじめ委員会準備会で確認を行う等、開会日上程議案と同様の扱いとすることを基本とする。

5 委員会全体会の運営

- (1) 全体会の会場は議場。委員長席は演台とする。
- (2) 自律的協議事項については、全協等の形式を想定
- (3) 本会議の出席範囲と概ね同様とするが、市長の出席は求めない。
- (4) ネット中継を行う。(業務委託が必要)

6 分科会の運営

- (1) 分科会の運営は、会議規則の委員会部分を準用するほか、必要な事項を委員会運営要綱に定める
- (2) 分科会は、基本的に対応する3常任委員会の開催に合わせて開催
- (3) 開催順は、3常任委員会→分科会→委員会協議会→委員会勉強会
- (4) 委員会準備会での調整により、分科会の連合会議を柔軟に開催
- (5) 原則として分科会への副市長の出席は求めない。分科会の同時平行開催の可能性あり。
- (6) 議員間自由討議を重視する。実施方法は、従来の手法による。
- (7) ネット中継を行う。(機器増設が必要)

IV 行政評価への対応

- 1 行政評価を委員会の所管事務調査に位置付けて実施する。
- 2 行政評価は、基本目標と戦略計画を中心に行うが、必要に応じて事務事業や分野別計画についても取り扱う。また特定の事務事業に関して課題がある場合は、引き続き決算審査においても取り扱う。
 - (1) 「事務事業と施策を行ったり来たりする視点」、「長期的な展望を見る視点」について、共通認識を持つための分科会間の調整は、委員会準備会で行う。
 - (2) 行政評価で取り扱う事務事業及び分野別計画は、委員会準備会において事前に調整を行う。また必要に応じて、執行機関側に対応を要請する。
- 3 担当する分科会を中心に評価を行うが、必要に応じて関係する分科会との連合評価を行う。

- 4 評価については、議員間自由討議を重視し、分科会、委員会準備会、全体会を経て議員間で共有された内容を提言する。
- 5 詳細は、平成30年度の実績を参考に委員会準備会で調整する。

V 事務事業への対応

- 1 「事務事業と施策を行ったり来たりする視点」について、共通認識を持つための分科会間の調整は、委員会準備会で行う。
- 2 決算審査における事務事業に対する意見については、以下の方法により取りまとめ、次年度の予算編成に反映するよう執行機関側に要請する。
 - (1) 座長は、予算決算委員会の分科会で出された事務事業に関する意見及び要望を必要に応じて取りまとめ、委員会準備会に報告する。
 - (2) 委員会準備会は、分科会の報告を基に意見及び要望の扱いを調整する。
 - (3) 座長は、必要に応じて「決算案に対する附帯決議案」を、予算決算委員会の全体会に提案する。
 - (4) 前項の附帯決議を行った場合は、翌年の予算決算委員会において、執行機関側の回答を求める。
- 3 前項の要請及び行政評価での提言については、次年度の予算編成作業における執行機関の対応状況を確認し、予算案の確定前に必要な対応を行う。
- 4 上記以外の対応については、委員会準備会等で調整のうえ、全体会に提案する。

VI その他

- 1 飯田市議会委員会条例の改正を行う。
- 2 飯田市議会予算決算委員会運営要綱を策定する。
- 3 FM放送は、委員長報告に合わせて座長報告を行う。

【添付書類】

- 1 予算決算審査と常任委員会設置に向けた課題整理
- 2 飯田市議会委員会条例改正案
- 3 飯田市議会予算決算委員会運営要綱（案）
- 4 予算決算委員会の審査方法（運営要綱案第9条第1項関係）
- 5 予算決算審査検討プロジェクト会議記録（省略）

予算決算審査と常任委員会設置に向けた課題整理

平成31年3月26日

1 現状（分割付託）における課題

- (1) 予算決算(案)も議案であり、議案は一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできない。
- (2) 以前は地方自治法により常任委員会への複数所属が制限されていたが(やむを得ず分割付託を実施)、平成18年の法改正により制限がなくなった。
- (3) 議案の分割された部分のみに対して可否を表明すること自体に疑義がある。
- (4) 常任委員会間で採決態度が異なった場合の対応方法が不明。
- (5) 委員会において議案の修正を行うことが困難。
- (6) 歳入が総務委員会の所管となっていることなどから、委員会の所管を跨ぐ議論が難しい。
- (7) 議案全体を俯瞰した議論がやり難い。

2 予算決算委員会設置に向けた検討課題

No.	課題項目	検討事項	検討結果
1	名称	・予算決算委員会	予算決算委員会
2	設置目的	・現状における課題(上記1)への対応を図るため	<ul style="list-style-type: none"> ○予算決算審査及び、議会による行政評価を担当する常任委員会として、新たに予算決算委員会を設置し、予算及び決算に関する議案の分割付託を廃止する。 ○予算決算委員会に分科会を置くことで、分野ごとの専門的な深掘りの議論に加え、議案全体を俯瞰した審査を行う。また組織横断的な政策課題への対応を図る。 ○議員間や分科会間の意見調整を重視し、議会意見の予算決算への反映を図ることにより、議会による政策提言の取組を進める。 ○議会の権能を全うし、市民への説明責任を果たす。
3	構成(定数)	<ul style="list-style-type: none"> ・議長を除く全議員で良いか ・決算審査における議選監査委員の扱い 	<ul style="list-style-type: none"> ○議長を除く全議員(22人) ○議選監査委員も決算審査に参加する
4	組織	・委員長、副委員長の人選(あて職とするか)	<ul style="list-style-type: none"> ○委員長は副議長を充てる ○副委員長は3常任委員長から選出する

		<ul style="list-style-type: none"> ・分科会は常任委員会と同じ構成で良いか ・特別委員会(リニア)の扱いは ・分科会の座長、副座長の人選(常任委員会と同一で良いか) 	<ul style="list-style-type: none"> ○分科会の構成は3常任委員会と同様 ○分科会の正副座長は、3常任委員会の正副委員長が兼務 ○特別委員会が置かれた場合は、その専門性を生かすため、当該特別委員会の所管する事項に対応する分科会を設け、所管する事項を担当する他の分科会との連合会議を開催することができる。
5	委員会の運営調整組織とその役割	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の運営及び分科会間の調整を行う組織を置くか ・組織の名称をどうするか(理事会、座長会、部会長会、等) ・組織の構成員をどうするか ・議会運営委員会との役割分担をどうするか 	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会の運営及び分科会間の調整のため、委員会準備会を置く。 ○委員会準備会は、委員長、副委員長、座長及び会派の政策代表者で構成する。 ○委員会準備会は、委員会内の分担及び審査日程を調整し、議会運営委員会に提案する。また議会内の政策調整を行う。 ○委員会準備会は、全体会の前及び分科会の前後に開催するほか、必要に応じて開催する。 ○次の場合は、委員会準備会での調整に特に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・行政評価及び決算審査に基づく提言に関わる予算が上程される場合 ・執行部側が提案する予算案に対する「一部増額を含む組み替え動議」を提出しようとする場合 ・上記2例の場合は、予算編成権を侵害しない範囲で、十分な調整時間が確保可能なタイミングで委員会準備会を開催する。 ○執行機関側から議案の説明を受けた後、論点・争点となる項目(施策、事務事業等)を委員会準備会で事前に一定の整理した上で分科会に臨む。また必要に応じて執行機関側に対応を求める。 ○委員会準備会において財務審査に関する調査研究を行う。時期は決算審査後10・11月頃を想定し、提出資料と併せ、事前に執行部側と調整する。
6	所管	<ul style="list-style-type: none"> ・当初予算案、補正予算案、決算 ・一般会計、特別会計、公営企業会計 ・特定財源以外の手数料等の歳入に関連する議案の扱いは 	<ul style="list-style-type: none"> ○予算及び決算に関する事項(一般会計、特別会計、公営企業会計の当初予算、補正予算及び決算) ○「議会が行う行政評価」を予算決算委員会の所管事務調査に位置付けて実施する。 ○手数料条例及び税源確保等に関する請願陳情の扱いは、従来どおり。

		<ul style="list-style-type: none"> ・財源確保等に関する請願陳情の扱いは ・行政評価の扱いは 	
7	審査日程及び手順	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会準備会(分担調整等) → 議会運営委員会 → 本会議(説明、質疑、付託) → 予算決算委前期全体会 → 分科会(採決はしない) → 委員会準備会(調整) → 予算決算委後期全体会(分科会報告、全体審査、討論、採決) → 本会議(委員長報告、議決) ・議案説明の内容とタイミング ・即決議案(災害復旧費のみの補正予算)の扱い ・追加議案への対応は ○委員会全体会の運営方法 ・分科会報告 → 報告に対する質疑 → 討論 → 採決 ・議員間自由討論、政策討論会、附帯決議、等との関係整理 	<p>【審査の流れ(第1回及び第3回定例会を想定)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員会準備会(分担及び日程・論点等の確認) → 議会運営委員会(分担及び日程等の決定) → 本会議(議案説明、質疑、委員会付託) → 委員会前期全体会(議案説明、質疑) → 委員会各分科会(説明、質疑、【討論・採決は行わない】) → 委員会準備会(分科会経過確認、調整、後期全体会準備) → 委員会後期全体会(分科会報告、質疑、討論、採決(必要に応じ議員間自由討議)) → 本会議(委員長報告、質疑、討論、議決) → 議会運営委員会(反省、次への準備等) ○正副議長に議案項目の説明があった後、委員会準備会を開催し、議案審査の分担確認等を行う。 ○予算決算の歳入については、従来の委員会で受けていたレベルの説明を委員会前期全体会で受ける。 ○分科会は、関係する3常任委員会の日程に合わせて開催することを基本とする。 ○委員会準備会での調整により、複数の分科会の連合会議を開催する場合がある。 ○分科会の連合会議は、主管となる分科会の開催に合わせて開催することを基本とする。 ○3常任委員会の開催日程イメージ 委員会 → 予算決算委員会分科会 → 委員会協議会 → 勉強会 ○委員会では、歳入危機を認識する視点での歳入審査は行うが、歳入を増やす議論は基本的に行わない。 ○<u>災害復旧のみの補正予算案が提出された場合は、委員会への付託(分科会審査は行わない)を基本とするが、委員会付託の省略もあり得る。委員会準備会で調整する。</u> ○追加議案は、あらかじめ委員会準備会で確認を行う等、開会日上程議案と同様の扱いとすることを基本とする。
8	委員会全体会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・会場は議場で良いか ・正副委員長席の配置は ・執行機関側の出席範囲は 	<ul style="list-style-type: none"> ○全体会の会場は議場。委員長席は演台とする。 ○自律的協議事項については、全協等の形式を想定 ○本会議の出席範囲と概ね同様とするが、市長の出席は求めない。

		<ul style="list-style-type: none"> ・CATV 及びネット中継の扱いは 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>ネット中継を行う。</u>(業務委託が必要)
9	分科会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・運営は、会議規則の委員会部分の準用で良いか ・分科会は、基本的に対応する常任委員会の開催に合わせて開催か ・開催順: 常任委員会→分科会→委員会協議会→委員会勉強会 ・委員会準備会の調整により、分科会の連合会議等を柔軟に開催 ・執行機関側の出席範囲は(副市長)→同時並行開催を想定するか ・議員間自由討議の扱い ・ネット中継の扱いは 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>分科会の運営は、会議規則の委員会部分を準用するほか、必要な事項を委員会運営要綱に定める</u> ○分科会は、基本的に対応する3常任委員会の開催に合わせて開催 ○開催順は、3常任委員会→分科会→委員会協議会→委員会勉強会 ○委員会準備会での調整により、<u>分科会の連合会議を柔軟に開催</u> ○原則として分科会への副市長の出席は求めない。→分科会の同時平行開催の可能性あり。 ○議員間自由討議を重視する。実施方法は、従来の手法による。 ○<u>ネット中継を行う。</u>(機器増設が必要)
10	行政評価への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の所管事務調査に位置付けるか ・分科会における専門的な評価と共に、所属分科会を超えた議員間の議論を重視する ・分科会、委員会準備会での調整、全体会を経て、議員間で共有された事項を提言にまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>行政評価を委員会の所管事務調査に位置付けて実施する。</u> ○行政評価は、基本目標と戦略計画を中心に行うが、必要に応じて事務事業や分野別計画についても取り扱う。また特定の事務事業に関して課題がある場合は、引き続き決算審査においても取り扱う。 ・「事務事業と施策を行ったり来たりする視点」、「長期的な展望を見る視点」について、共通認識を持つための分科会間の調整は、委員会準備会で行う。 ・行政評価で取り扱う事務事業及び分野別計画は、委員会準備会において事前に調整を行う。また必要に応じて、執行機関側に対応を要請する。 ○担当する分科会を中心に評価を行うが、<u>必要に応じて関係する分科会との連合評価を行う。</u> ○評価については、議員間自由討議を重視し、分科会、委員会準備会、全体会を経て議員間で共有された内容を提言する。 ○詳細は、平成30年度の実績を参考に委員会準備会で調整する。

11	事務事業への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算の執行機関側の説明は、事務事業進行管理表を基本に行われているが。 ・「いいだ未来デザイン 2028」に関する行政評価では、事務事業評価は、予算決算審査に合わせて行うこととしている。 ・事務事業に対する議会の意見を次年度の予算編成に反映するスキームを確立する必要あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「事務事業と施策を行ったり来たりする視点」について、共通認識を持つための分科会間の調整は、委員会準備会で行う。 ○決算審査における事務事業に対する意見については、以下の方法により取りまとめ、次年度の予算編成に反映するよう執行機関側に要請する。 ・座長は、予算決算委員会の分科会で出された事務事業に関する意見及び要望を必要に応じて取りまとめ、委員会準備会に報告する。 ・委員会準備会は、分科会の報告を基に意見及び要望の扱いを調整する。 ・座長は、必要に応じて「決算案に対する附帯決議案」を、予算決算委員会の全体会に提案する。 ・前項の附帯決議を行った場合は、翌年の予算決算委員会において、執行機関側の回答を求める。 ○前項の要請及び行政評価での提言については、次年度の予算編成作業における執行機関の対応状況を確認し、予算案の確定前に必要な対応を行う。 ○上記以外の対応については、委員会準備会等で調整のうえ、全体会に提案する。
12	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田市議会委員会条例の改正内容 ・委員長の FM 放送は 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会条例及び会議規則の改正 ・予算決算委員会運営要綱の策定 ・FM 放送は、委員長報告に合わせて座長報告も行う。

※赤字:委員会条例の項目

※青字:予算決算委員会運営要綱の項目

※二重下線:インターネット映像配信実施要綱の項目

※下線:先例の項目

※議会による行政評価については、別途要綱を策定する。

議会議案第 号

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和元年 月 日提出

提出者 飯田市議会議員



記

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「除く。）は」の次に「、予算決算委員会の委員のほか」を加え、同条第2項第1号イ、第2号イ及び第3号イ中「所管」を「所管 次に掲げる事項（予算及び決算に関する事項を除く。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 予算決算委員会

ア 委員の定数 22人

イ 所管 予算及び決算に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 月 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定にかかわらず、施行日前に各常任委員会に付託された事件については、当該事件を付託された常任委員会の所管とする。ただし、当該事件のうち、施行日以後改めて各常任委員会に付託されるものについては、この限りでない。

飯田市議会委員会条例（昭和32年条例第27号）の全部を、次のとおり改正する。

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 議員（議長を除く。）は、予算決算委員会の委員のほか、少なくとも一の常任委員会の委員になるものとする。

2 常任委員会の名称は次の各号に掲げるものとし、各常任委員会に属する委員の定数及び所管は当該各号に掲げる常任委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 総務委員会

ア 委員の定数 8人

イ 所管 次に掲げる事項（予算及び決算に関する事項を除く。）

- (ア) 総務部の所管に属する事項
- (イ) 総合政策部の所管に属する事項
- (ウ) 市民協働環境部の所管に属する事項
- (エ) 市長公室の所管に属する事項
- (オ) 危機管理室の所管に属する事項
- (カ) 会計管理者の所管に属する事項
- (キ) 選挙管理委員会の所管に属する事項
- (ク) 監査委員の所管に属する事項
- (ケ) 公平委員会の所管に属する事項
- (コ) 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- (サ) 他の委員会の所管に属さない事項

(2) 社会文教委員会

ア 委員の定数 7人

イ 所管 次に掲げる事項（予算及び決算に関する事項を除く。）

- (ア) 健康福祉部の所管に属する事項
- (イ) 病院事業に関する事項
- (ウ) 教育委員会の所管に属する事項

(3) 産業建設委員会

ア 委員の定数 7人

イ 所管 次に掲げる事項（予算及び決算に関する事項を除く。）

- (ア) リニア推進部の所管に属する事項
- (イ) 産業経済部の所管に属する事項
- (ウ) 建設部の所管に属する事項
- (エ) 上下水道局の所管に属する事項
- (オ) 水道局の所管に属する事項
- (カ) 農業委員会の所管に属する事項

(4) 予算決算委員会

ア 委員の定数 22人

イ 所管 予算及び決算に関する事項

飯田市議会規程第 号

飯田市議会予算決算委員会運営要綱を次のように定め、令和元年 月 日から適用する。

令和元年 月 日

飯田市議会議長 清水 勇

飯田市議会予算決算委員会運営要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、予算決算委員会が付託を受けた議案等について、所管に基づく分野別の審議及び全体を通じた包括的な審議を併せて行うことにより、議会による政策提言の取組に資するため、予算決算委員会の運営に関し、飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号。以下「条例」という。）及び飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 予算決算委員会の委員長には副議長を、副委員長には条例第2条第2項第1号から第3号までに規定する常任委員会（以下「所管別常任委員会」という。）の委員長のうちから1人を、それぞれ選任するものとする。

（分科会の設置等）

第3条 規則第95条の規定により予算決算委員会に分科会を設け、次の各号に掲げる分科会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を担当させる。

- (1) 総務分科会 総務委員会の所管する事項に関する予算及び決算の審査並びに行政評価に係る事項
- (2) 社会文教分科会 社会文教委員会の所管する事項に関する予算及び決算の審査並びに行政評価に係る事項
- (3) 産業建設分科会 産業建設委員会の所管する事項に関する予算及び決算の審査並びに行政評価に係る事項

2 前項に規定する分科会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の分科会と協議して、分科会の連合会議を開くことができる。

3 条例第6条の規定により特別委員会が置かれた場合は、当該特別委員会の所管する事項に対応する分科会を設けることができる。この場合において、特別委員会の所管する事項に対応する分科会は、第1項に定める分科会で当該特別委員会の所管する事項を担当するものと協議して、分科会の連合会議を開くことができる。

（分科会の委員）

第4条 予算決算委員会の委員は、当該委員が所属する所管別常任委員会の所管する事項に対応する分科会に所属し、及び特別委員会が置かれた場合は、当該特別委員会の所管する事項に対応する分科会に所属する。

（座長及び副座長）

第5条 分科会に座長及び副座長を置き、それぞれ分科会の担当する事項に対応する所管別常任委員会又は特別委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

（分科会の運営等）

第6条 分科会は、予算決算委員会が付託を受けた議案（以下「付託議案」という。）のうち、そ

の担当する事項に属する部分を審査し、又は調査する。

- 2 分科会は、座長が招集する。
- 3 座長は、分科会の議事を整理し、秩序を保持する。
- 4 座長は、予算決算委員会において分科会の主な質疑及び意見を報告する。
- 5 分科会の定数は当該分科会の担当する事項に対応する所管別常任委員会又は特別委員会の定数とし、分科会の会議は当該分科会に所属する委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 6 分科会においては、付託議案の分担に関する質疑及び自由討議を行い、討論及び採決は行わない。
- 7 分科会は、これを公開する。ただし、分科会の決定により非公開とすることができる。
- 8 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営については、規則第84条から第90条まで、第91条（第1項第3号から第6号まで及び第2項を除く。）から第91条の3まで、第93条、第96条、第98条、第100条、第104条から第109条まで、第111条から第112条の2まで、第114条、第115条（討論に係る部分を除く。）及び第117条の規定を準用する。

（準備会の設置等）

第7条 予算決算委員会の運営及び分科会との間の調整に関する事項等を協議するため、予算決算委員会準備会（以下「準備会」という。）を置く。

- 2 準備会は、予算決算委員会の委員長及び副委員長、分科会の座長（副委員長に選任された者を除く。）並びに各会派から1人ずつ選任された議員（以下「準備会構成員」という。）で構成する。
- 3 準備会は、次に掲げる事項について協議又は調整を行う。
 - (1) 付託議案の分科会への分担等に関する事項
 - (2) 予算、決算及び行政評価に係る予算決算委員会の政策調整に関する事項
 - (3) 審査又は調査の日等の日程の調整に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、予算決算委員会及び分科会の運営に関し必要な事項
- 4 準備会に会長及び副会長を置き、それぞれ予算決算委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
- 5 準備会は、必要に応じて準備会構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 準備会構成員に事故あるときは、会長の許可を得て代理の者を出席させることができる。

（関連議案等の範囲）

第8条 予算決算委員会に付託される議案の範囲は、予算及び決算に関するものとする。

- 2 予算決算委員会への報告は、前項に定める議案に関連する報告のほか、継続費等の繰越計算書及び継続費清算報告書等を対象とする。
- 3 予算決算委員会では、原則として請願及び陳情の審査は行わない。

（審査及び調査）

第9条 予算決算委員会における付託議案等の審査の方法は、別に定める。

- 2 付託議案の内容に応じて、審査の方法の変更又はその一部若しくは全部の省略をする必要があると認めるときは、準備会で調整し、議会運営委員会に提案することができる。

（会議を行う場所）

第10条 予算決算委員会は、本会議場で行うものとする。

- 2 分科会は、委員会室で行うものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、予算決算委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

予算決算委員会の審査方法

(運営要綱第9条第1項関係)

